

新島村役場 ▶ TEL 04992(5)0240 代表
若郷支所 ▶ TEL 04992(5)0181
式根島支所 ▶ TEL 04992(7)0004

FAX 04992(5)1304 e-mail:kouhou@nijima.com
FAX 04992(5)1572 e-mail:wakagou@nijima.com
FAX 04992(7)0439 e-mail:shikinejima@nijima.com



にいいじま

2015 4月号

3月7日(土)、8日(日) 式根島村民文化祭が開催されました。



| | |
|----------------------|----|
| 平成 27 年度主な事業計画 | 2 |
| お知らせ | 9 |
| マイナンバー制度 | 14 |
| さわやか健康センターだより | 15 |

新島村の世帯と人口

| | | | |
|-----------------------|--------------|-----|---|
| 世帯数 | : 1,370 (0) | 出生 | 1 |
| 村人口 | : 2,878 (-3) | 死亡 | 4 |
| 本村地区 | : 2,024 (-3) | 転入 | 5 |
| 式根島地区 | : 543 (0) | 転出 | 5 |
| 若郷地区 | : 314 (0) | その他 | 0 |
| 平成27年3月1日現在(カッコ内は前月比) | | | |

平成 27 年度の所信表明



3月9日、平成27年第1回新島村議会定例会が開会されました。議会の開会に先立ち、村長が平成27年度の所信を明らかにし、主な事業について説明しました。要旨は次のとおりです。

平成27年第1回新島村議会定例会にあたり、新年度当初予算案をはじめ、関係諸議案のご審議に先駆けて、私の村政に対する基本的な考え方および主要な施策の概要を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様になお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。現在、当村は、少子高齢化の急速な進展による人口の減少、公共事業の減少による村経済への打撃、農業および漁業の衰退、観光業の停滞など、島の暮らしを維持していく基本的な部分への影響が懸念されています。

創生関係施策に関し、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しております。それを受けて、村では今年度、国の長期ビジョン・総合戦略に基づいた、いわゆる「地方版総合戦略計画」の策定を進めます。総合戦略は、今年度から平成31年度までの5カ年計画となつていますが、私、自らが中心となって、農業・漁業・観光業はもとより新島村の産業全般におけるポテンシャルを引出し、成長につなげていくことに全力を傾注して取り

組む所存です。産業が活性化しないと若い人達が帰って来ませんので、新島村を若い人達で活気溢れる島にして行きます。新島村を若い人達でぎやかにして、産業も活性化させて行き、農業や漁業、観光産業も活力ある産業に育てて行きます。この計画が実を結び効果が現われるには、時間がかかると思いますが、10年、20年先を見据えた新たな発想と更なる工夫が必要です。人口の減少、産業の疲弊などの課題を把握し、的確な処方箋を示すとともに、若者をはじめ住民の皆様が、新島村に暮らしてよかったと言える、未来に希望が持てる村づくりを推し進めていかなければなりません。そのため、地方版総合戦略は、行政、議会、住民が丸となって取り組むことが重要と考えていますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。すともにも決意を新たにしております。私、一昨年の12月に村長に就任以来、5月、11月および1月に公聴会を7回にわたって実施し、村の施策に対する村民の皆様並びに村内の団体などからの幅広いご意見、ご要望を拝聴させていただきました。

この計画が実を結び効果が現われるには、時間がかかると思いますが、10年、20年先を見据えた新たな発想と更なる工夫が必要です。人口の減少、産業の疲弊などの課題を把握し、的確な処方箋を示すとともに、若者をはじめ住民の皆様が、新島村に暮らしてよかったと言える、未来に希望が持てる村づくりを推し進めていかなければなりません。そのため、地方版総合戦略は、行政、議会、住民が丸となって取り組むことが重要と考えていますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。すともにも決意を新たにしております。私、一昨年の12月に村長に就任以来、5月、11月および1月に公聴会を7回にわたって実施し、村の施策に対する村民の皆様並びに村内の団体などからの幅広いご意見、ご要望を拝聴させていただきました。

この貴重なご意見、ご要望については、内容を十分精査しながら、でき得る限り迅速に対応することを基本に、村政運営について取り組んでまいります。それでは、平成27年度の主要な事業についてご説明申し上げます。

主な事業計画 平成27年度 予算

- ▼一般会計
45億1千939万5千円
(前年比22%増)
- ▼特別会計
20億7千65万円
(前年比3%増)

組織・職員の育成

▼組織改革
複数の係や課にまたがる行政サービスをひとつの窓口で受け付け提供する、いわゆるワンストップサービスを指し、総合受付案内機能をもたせる課の新設、住民の生活に密接する係の統合等、組織改革を検討している。はじめて足を運んだ役場でもスムーズに手続きができるよう、きめ

細かいサービスを提供し、住民の利便性を高める。
▼職員の育成
引き続き必要な知識と技術、さらに態度を身に着けるために職員研修所をはじめとした研修に積極的に参加し、公務員としての質の向上に努め、職員一人一人が行政の原動力になる知識を習得するよう努め、そのアイデア、エネルギーを村の活性化に生かす。

▼人事評価制度
導入から試行錯誤を繰り返して、適正な運用を目指し、評価者である管理職員にも人事評価制度の評価に関する研修を実施する。また、現在、未実施である管理職員に対しての人事評価制度を導入し、職員全員が目標の達成を目指し、組織全体の意識向上へと繋げる。

▼職員の給与
今後とも人事院勧告を遵守しながら、適切に対処していく。
▼定員管理
平成27年度から再任用制度を導入し、職員の雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していく。また、医療専門職の欠員状態が続いているが、この再任用制度の導入により医療専門職員の確保につなげる。

▼職員給与
今後とも人事院勧告を遵守しながら、適切に対処していく。
▼定員管理
平成27年度から再任用制度を導入し、職員の雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していく。また、医療専門職の欠員状態が続いているが、この再任用制度の導入により医療専門職員の確保につなげる。

友好町村との交流

▼山形県鶴岡市羽黒地区

昨年は、旧羽黒町、現在の山形県鶴岡市との友好盟約30周年を迎え、鶴岡市で盛大な記念式典が開催され、より交流を深めることができた。

▼東京都日の出町、岐阜県高山市荘川地区

今年度も日の出町、そして「飛騨んじい」のふるさと岐阜県高山市荘川の小学生相互交流を実施する。

防災・消防団

▼南海トラフ巨大地震対策

予測に基づき、津波から逃げる対策を考え、防災訓練を重ね、津波災害で犠牲者を出さない対策を現在計画しており、その中で、防災計画の見直しを行い、修正作業を進めているが、法律改正等に合わせるため、再度訂正作業を行っており、完了次第、住民の皆様にも周知したいと考えている。自治会連合会や防災関係機関と協議して、自主防災組織づくりの検討をし、その中で夜間の訓練等も考えている。

新年度では、「災害に強い村づくり」を基本とし、防災計画の修正版の作成を行うとともに、

に、防災事業の中長期計画の作成を進めていきたい。

▼消防団

引き続き消防訓練所のご指導・ご協力のもと、各種訓練や研修を実施し、消防団員のさらなる技術向上に努める。

村民の生命・財産を守るために日々団活動に献身する消防団の活動に敬意を表すとともに、今後ともその活躍に期待する。また、村としても消防団と連携し地域の防災力向上に努める。

定住化対策

▼婚活事業

人口減少と少子高齢化が進んでいるが、昨年に引き続き本年度も婚活事業を実施する。

▼空き家バンク

定住化を支援するための空き家バンク制度は、一年が経過した。実績はまだまだないが、照会があるので継続して運用することにより契約成立を目指す。

▼特別措置法の施行

空き家等対策特別措置法の施行により、固定資産税情報の内部利用が本年2月末より認められるようになったので、今後は登録を待っているだけの状況から一歩進めて、空き

家を所有されている方のところへ直接出向き、制度の趣旨等を説明することにより、安心して登録していただけるよう、積極的な働きかけや相談を実施していきたい。

▼総合戦略

今年度策定する「総合戦略」に基づき、新たな取り組みも含め、定住化および人口増等の諸課題に取り組む。

情報通信のインフラ整備

▼光ファイバーケーブル

これまで東京都と海底光ファイバケーブルの整備について協議してきたが、現在の国の補助金措置を待っている状態である。

総務省も東京都もマイナナー制度の導入など、様々な行政サービスの向上を図るため、超高速ブロードバンド環境の整備が必要であるとの認識は持っている。村は東京都と歩調を合わせ、海底幹線および島内光ファイバー網等の早期整備について努力している。

先日、2月19日に衆議院と都議会の先生と自民党の五人の国会議員に会い、要望したが、今後も引き続き、国をはじめとする関係機関に対し、

強力に要望活動を続けていく。

自然エネルギーへの取組

▼再生エネルギー実証実験

様々な機関との連携のもと、当村は積極的に協力し事業を進めている。今年度早々には、「新島大原太陽光発電所」が稼働する予定となっており、随時、各公共施設への太陽光パネル設置も進んでいる。また、風力発電については、阿土山に2基の風力発電装置を設置する予定だが、その工事についても新島建設業協会の協力のもと、遅滞なく進められる。

村としては、このプロジェクトに積極的に関わり、また、協力しながら、自然エネルギーの村として、内外にアピールすることで、視察も含め交流人口の増加につなげていきたい。

住民活動の支援

▼各町会が展開するコミュニティ活動

今年度も活動費の支援を行う。

▼島民まつり

今年度も開催する予定で予算計上しているが、準備会等

で協議したうえで、実施について決定したい。

産業の振興

▼産業の活性化

厳しい自然的・社会的条件の下、当村の産業は依然として停滞が続いている。

このような中、原点に帰り、行政とそれぞれの産業従事者、関係団体などが一体となって、産業の活性化に取り組んでいきたい。

▼住民要望を予算化

昨年度は住民広聴会を何度か開催し、住民の方の要望を伺った。その中で、すぐに対応できるものは、新年度予算にできるだけ計上した。

▼積極的な支援

産業団体の厳しい経営状況をフォローアップするだけでなく、努力してさらなる振興策を打ち出している団体については、経済の牽引役を担ってもらうため、積極的に支援していく。

農業の振興

▼改良工事

農道で残されている本村地区の農業用水管更新および舗装打ちかえ工事を実施し、安

全性・利便性の確保に努める。また、住民より要望のあった久田巻地区の水たまりの原因について調査を実施する。

▼予備ポンプと農業機械

農業用水の安定供給のために、玄角取水井戸の予備ポンプを購入し、使用中のポンプ故障時に、すぐに対応できるようにする。農地整備については、耕作用の小型で作業のしやすいミニペーローダーを購入し、さらなる利便性の向上を図る。なお、これら農業機械に関しては、昨年度まで利用のなかった式根島に、今年度より新規就農され、利用希望者がいるので、新島、式根島間の運送費について村が負担できるように予算措置した。

▼農業支援対策

認定農業者や新規就農者を中心に引き続き推進事業補助などをはじめとした支援を行う。また、近年、農業者の努力により、これまでの換金作物に加え、砂質である新島の土壌を生かした、アメリカ芋、タマネギ、らっきょうの生産が増加している。さらなる生産拡大のためには、マーケットリサーチなどの情報収集・分析、販路確保のための物流整備が必要である。

▼JA東京島しょ新島支店

廃店が検討されている中で、農業者と行政との連携はもとより、関係機関との緊密な連携なくしては成し得ないことから、新島村の産業界全体で生産拡大に取り組んでいきたい。

▼獣害対策

常日頃から見回りや罠の設置、駆除に至るまで、従事者の努力により、年間300頭近くの鹿が駆除されている。引き続き、罠による駆除を強力に取り組んでいくとともに、防獣対策用の単管パイプおよびネットの購入助成についても継続実施する。

▼ふれあい農園

地域農政推進対策として、生産した食材をお客様に提供し、その声を直接聞くというマーケティング（市場調査）を行う。また、引き続き育苗活動を行ない、季節に合わせて安定した苗の供給を進めていく。

▼森林病害虫対策

今年度は、昨年異常発生した宮塚山も含めたハスオビエダシヤク・松くい虫等の防除事業について、実施時期、範囲等を検証し、より効果的に継続実施する。

水産業の振興

▼水産業支援対策

後継者不足による従事者の高齢化、海洋資源の減少、魚価の低迷等さまざまな要因により、漁家経営は依然として厳しく、その母体である漁協の経営は同様に厳しい状況にある。水産業は島の基幹産業であり、村としても厳しい財政事情の中、これまでも様々な支援を行ってきたが、今年度においては、景観や危険防止の観点から長年の懸案事項であり、住民要望にもあった本村地区の旧漁協施設の解体事業および高圧空気圧縮機の更新整備事業について支援する。

▼資源の減少対策

稚貝種苗の放流を継続実施してきたが、住民の方より貝類だけでなく、ヒラメの放流についての提案があったため、本格的な放流が可能であるのか検討していく。

▼後継者の育成

課題となつている後継者および新規従事者の育成を目指し、漁業体験講座を計画している。

▼式根島養殖場運営

養殖魚販売量は24年度から横ばい傾向にあるが、需要の低迷等により、運営は依然として厳

しい状況にある。そのような中、従事者からの提案で昨年からマダイの種苗生産を本格的に再開したが、今後の運営においては、東京都や、養殖場施設管理運営委員の助言、提言をいただきながら、また、近年養殖事業において成功を収めている事例の視察を実施し、魚種の育成方法など、費用対効果を考慮しながら、再検証していくことが必要だと考えている。

観光・商工業の振興

▼観光客数の回復対策

昨年の入込数は、お盆の繁忙期に台風の影響により船便の欠航や条件付きの運行になったことなどから、新島が前年より1,294名少ない44,996名で対前年比97.2%。式根島が2,220名少ない23,479名で91.4%、両島合わせて68,475名で95%であった。自然の恩恵を受ける一方で、このように自然条件に左右される新島村の観光は、現在ある資源を有効に活用するといった地道な努力と新たな資源の掘おこし、柱となる誘客イベントの継続と新規イベントの企画・実施さらに人材育成、そして施設の整備を行うなど、ソフトとハードの両面から事業を展開していくことが、大切である。そのためには、各団体が、まずはそれぞれの役割を担い全うすることが前提となる。

▼宣伝事業

3年計画で観光PRポスターの製作および広告を展開してい

く。初年度は10年ぶりとなるインパクトのあるBO（ビーゼロ）特大ポスターを新島・式根島それぞれ製作し、主要路線駅の構内に掲載を計画している。また、観光客の幅広いニーズに合わせた各観光スポットのジャンル別マップを製作する。

▼PRエコバッグの作成

例年通り10力以上の物産展に参加していくが、イベントなどでパンフレットを一括して配布できるよう、さらに配布したパンフレットを自宅まで持って帰ってもらう、ご家族で見ているだけのように、ビニール製のオリジナル配布用袋と、布製の新島・式根島PRエコバッグを作成する。

▼ハード事業

住民から要望のあった新島の湯の浜露天温泉・足湯に「日よけ」を設置、式根島においては観光案内標識の新規設置と取替を進め、目的地、行先が分かりやすいように改善していく。

▼温泉施設

新島の観光資源として大きな役割を果たす間々下温泉井戸を新たに掘削し、予備井戸を確保することで、湯量の安定供給とポンプ定期点検時のメンテナンス時間の短縮を図る。

▼イベント

トライアスロンやマラソン大会をはじめとしたイベントを継続していくとともに、新規スポーツ事業として新島アクアスロン大会、シニア以上の世代を対象とした新規サーフィン大会を盛り込み、誘客に努める。

▼観光協会

関係団体への補助は、まず新島・式根島両観光協会へ充実した窓口案内業務がさらにできるように、運営に係る経費を助成する。また併せて、両協会から要望のあったホームページ全面リニューアル事業への新規支援や観光宣伝事業などの拡充に対応するための支援を充実させ、観光協会の基盤強化と活動拡大を促進する。

なお、昨年から東京都の支援を受け、実行委員会形式で実施している口ケ誘致による「新島・式根島観光産業PR事業」も両観光協会・商工会・村とで協働し、事業展開していく。

▼新島村商工会

引き続き地域産業の要の一つである商工会への運営費と福引事業への助成を行なうが、それらに加え、新島村商工会が策定した新島村商業振興計画に基づいた、後継者となるUターン者

の育成、Uターン者などの創業促進を目的とする「新規創業者支援事業」、小規模生産者の島外への販路拡大への足掛かりとする「特産品販路支援事業」に對して、3年をめどに支援していく。

▼産業の発展・活性化

地域の活力に直結していることから、時代のニーズや変化に對応できなければ衰退の一途をたどってしまう。そうならないように、それぞれが役割を担い、役割を果たした上で、さらなる高み、産業活性化につなげていくために、行政・関係諸団体全体で真剣に取り組んでいきたいと考えている。

▼連携強化

今年度は、行政・商工会・農協・漁協・観光協会・水産加工など産業界全体で連携強化を図り、産業分野の「問題点を提起し」、「突破口を見つけ」、「産業振興策に取り組んでいける」状態にしていきたいと考えている。

福祉対策

▼福祉機関の連携

医療、福祉、介護等の関係機関との連携を図りながら、健康で生き生きと暮らせる村を

目指す。

▼各給付金の支給

昨年4月から、消費税率が5%から8%へ引き上げられ、増税による家計への影響を考慮し、昨年度に引き続き、「臨時福祉交付金」が、また、子育て世帯への支援として「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される。

▼社会保障・税番号制度

平成28年1月1日から施行される「社会保障・税番号制度」については、今年度において住基システム等の改修に取り組み、庁内の横断的な組織での検討も進めながら、制度の円滑な導入に向けて取り組む。

▼介護保険

今年の4月1日から介護保険法の改正により、特別養護老人ホーム入所対象要件等の見直しが行われる。この介護保険法の改正を踏まえ、昨年度、第6期の介護保険事業計画の策定を行った。本年度から29年度については、この第6期の介護保険事業計画に基づき保険料の改定を行い適切な介護保険事業の運営を行う。

▼式根島における介護福祉サービス

昨年度、新島村式根島高齢者

福祉施設検討委員会を設置し、14名の委員のもとで、施設の種類等の検討を行ない、答申書を受けている。この内容を十分に精査し式根島における継続的施設運営の可否、経常的に発生する運営費支援等を考慮しながら、式根島における介護サービス充実のため、具体的検討をしている。

▼新島老人ホーム

現在、43人の方が入所希望者として待機しているが、本年4月1日からの介護保険法の改正に伴い、特養ホーム入所要件が原則、要介護3以上の方に限り認められることとなり、現在の入所希望待機者のうち、原則として入所可能な方は28名となる。今後も施設介護を必要とする方は減ることはないと思われるので、このような状況を少しでも改善するために、介護予防に重点をおいた事業を実施し、介護の必要な高齢者を少しでも減らせるよう努力する。

▼介護ヘルパーの人材確保

本年度において、介護ヘルパー初任者研修の講習会を村内で行い、その受講料の半額相当を助成することにより、不足している介護従事者の育成、人材確保を進める。

▼高齢者見守り活動

従来から実施している独居高齢者、高齢者世帯等への見守り活動についても、民生児童委員を中心に、関係機関と協力しながらきめ細かい対応に心掛け、住民が抱えている問題等に対し、適切かつ迅速に対応する。

▼障がい者相談支援体制強化

障がい者が必要なサービスがスムーズに使うことができるよう、障がい者・障がい児の相談支援体制の強化に努める。

▼障がい者就労支援事業

今年度も障がい者が地域で安心して働けるよう、引き続き就労支援事業を実施していくが、その事業のみに頼ることなく、総合的に障がい者就労を進めていけるような体制づくりを行い、村内事業者を含め、障がい者の就労機会確保のための仕組みづくりを進める。

▼心身障がい者医療支援サービス提供事業

昨年6月から特別な事情がある場合に限り、6歳未満の幼児の介助者について2名迄に拡大し実施しているが、本年度も社会福祉協議会に委託して継続実施する。

▼児童福祉

園児の減少に伴い、平成24年

度から休園している若郷保育園は、園児の増加も見込めず、また、保護者のご意見を伺う限り再開園は難しい状況である。今後、保護者並びに関係者の方々のご理解をいただいた上で、今年度末をもって廃園とする方向で具体的な事務処理を進めていく。

▼子育て支援

「総合相談」「家庭訪問」「育児学級」「子育て講座」などの事業を通して、地域の全ての子育てに関して、子ども家庭支援センターが中心となり支援をしているが、今後も、児童相談所など関係する各種機関と連携しながら、ケースに応じた対応を行う。

▼新島もんもクラブ

会員の増員を目指し、講習会並びに個別相談を実施し、地域の子育ての輪を広げる。

▼地域福祉の向上

また、新島村社会福祉協議会や新島はまゆう会等の関係福祉団体などとの連携を深めるとともに、地域福祉の向上のための新たな事業展開について支援してまいります。

▼シルバー人材センター

高齢者に「働く喜び・働く場」の提供をしているシルバー人材

センターについても引き続き支援していく。

▼医療保険制度

後期高齢者医療は、今後も東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努める。また、健診等についても関係部署と連携しながら実施し、高齢者の健康増進、医療費抑制につながるよう、取り組む。

▼国民健康保険

医療需要の高い高齢者や低所得者が多くを占めるなど、構造的な問題を抱えており、保険税賦課総額を一般会計からの赤字繰り入れが上回るという、制度上破たんしているとも言える状況が続いている。この厳しい財政事情を踏まえ、新島村国民健康保険運営協議会において一昨年度より協議していた保険税の改正は、本年4月1日施行の条例改正案を今回の定例会に提出した。

今後、歳入の確保、公平性の確保の観点から、国民健康保険の収納率の更なる向上を目指しつつ、事業の健全な運営を図るために、そして、今後制度化されるであろう保険者の都道府県化に向けて、少しでも適正

な保険税率に改める。

▼医療費の抑制

医療費の削減についての取り組みが求められており、平成25年度に策定した「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上に取り組んでいる。昨年度は台風の影響で日程が急ぎよ変更となるトラブルがあったにも関わらず、47.2%の受診率が達成できた。その成果が医療費の抑制につながられるよう、さらに受診率の向上を目指す。

環境衛生

▼新焼却施設整備

現在、平成23年度に策定された「新島村循環型社会形成推進地域計画」に基づき事業を進めている。今年度は、新焼却施設整備に向け、発注仕様書等作成業務の他、関係法令に係る各種届出を行う。

▼一般廃棄物処理事業

ハード・ソフトともに、取り組むべき課題は山積しているが、ごみ処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、将来を見据え、リサイクルを基本とした減量化に取り組み、村民・事

業者・行政が連携・協働し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

福祉の充実

▼健康で長生きできる島づくり 子どもから高齢者までの健康づくりに関する様々な事業を行っていく。

▼母子保健

妊婦、出産、育児に対する不安の解消に努める。乳幼児期は、極めて発育の著しい時期であるため、母子保健法で定められる健康診査に加え、3回の乳幼児健診と、1歳から半年に1回の乳幼児歯科相談を実施する。また、同じく独自事業として「両親育児学級」を継続開催し、スタッフや母子ボランティアの協力を得ながら、地域一丸となり育児を支援できる体制を整えていく。

▼精神保健事業

障がい者・サービスの実施などの障がい者への直接支援と同時に、その家族会についても支援し、障がい者が社会の一員として自立していけるよう、サポートしていく。

▼介護予防事業

昨年度新たに介護予防リ-

ター二期生が誕生し、これから各地区で活動を開始し、住民に対し介護予防普及活動を発信していく。また、引き続き、予防リハビリ教室、若返り体操教室、式根島はつらつ教室などを実施していく。

▼住民検診事業

各種がん検診では、国が示す受診率に近づけるために、がん検診の普及啓発や、年別に個別勧奨を行うなど、年に一度のがん検診の重要性を周知し、受診率の向上に努めていく。

▼食育事業

今年度、食育推進計画の最終年を迎える。今までの食育事業に対する成果や課題を検証し、次期食育推進計画が、より当村の実状に即した内容になるよう、評価事業とあわせ実施していく。

▼予防接種事業

国の方針に基づいて乳幼児期の予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ予防接種を実施しているが、住民が安心して予防接種を受けることができるよう、個別相談を行い、感染症の発生およびまん延を予防する。

▼健康相談

個人の方はもちろん、事業所・

各種団体の皆様に対しても専門スタッフにより、いつでも気軽に相談できる体制をさらに充実させていく。

安定した医療の提供

▼医療スタッフの確保

第一に医師、看護師などの医療スタッフをいかに継続して確保することが重要である。全国的に人材が不足している中、当村においても例外ではなく、医師についても東京都並びに大学病院等の協力のもと、ようやく確保できているという状況であり、看護師および技師等の確保についても非常に難しい状況にある。このような中、当村においても継続して人材を確保し、安定した医療を提供できるよう、機器の整備、医療従事者住宅の確保等、受入体制の充実を図ることが急務となっている。幸いにも、懸念であった診療放射線技師、臨床工学技士、看護師を新たに採用することができたが、今後も人材確保について、ルートづくりも含め、さらに努力していく。

▼専門診療

例年大病院に依頼し実施しているが、今後もより一層の充

実を図りながら継続実施していく。

▼歯科診療

昨年、本村、式根島ともにユニット装置、レントゲン撮影装置を更新した。今後も、大学と連携し、より充実した治療体制で取り組んでいく。

生産や生活の基盤整備

▼道路整備事業

新島地区においては、環状線の改良舗装工事および本村若郷線舗装補修工事を継続実施する。

式根島地区においては、大浦線舗装補修工事を継続実施する。村内の道路維持整備事業については、維持補修工事や視距改修工事を実施し、村内交通の安全性を高めていく。

▼公園事業

遊具やベンチ等の安全性を常に考慮した適正な維持管理に努め、より安全な施設として利用して行けるようにする。また、緑化推進事業や花いっぱい事業を継続実施し、村内の更なる美化推進に努めていく。

▼村営住宅の維持管理

住宅の修繕や補修工事を積極的に実施し、住宅機能の改善を

図っていく。

▼簡易水道事業

若郷地区の老朽化した水道施設を更新するための事業認可変更業務を行う。配水管新設工事については、昨年度に引き続き式根島地区の大浦線を施工し、安心・安全な水道水の供給に努める。

▼下水道事業

本村処理区の全面供用開始に向けた管きょ布設工事を引き続き実施していくとともに、下水道加入率の向上を図っていく。また、新島村特定環境保全公共下水道事業全体計画の見直し結果を基に、現状にあった事業認可の変更を策定していく。

次に式根島地区の下水道整備については、今年1月に実施した住民公聴会で得られた結果を基に、事業認可を策定していく。また、各関係機関、官公署とより綿密な協議等を行い、式根島地区下水道の早期着手・整備に向け、努力していく。

▼港湾整備

離島の住民生活にとって重要なライフラインであり、産業・経済の振興に欠かすことのできない基盤施設である。

▼式根島野伏漁港船客待合所

東京都事業として建て替えを

予定している。整備スケジュールとしては、平成27年度に基本設計、平成28年度前半に実施設計、その後に工事着手し、平成29年度の完成を予定している。新島港や各漁港の整備については、今後も現行の計画に沿って着実に整備が進められるよう、関係者との意見調整を踏まえながら日々推進するとともに、その計画の早期実現に向け、国・東京都に対し、議会および関係各位とともに、積極的に要望していく。

教育と文化の振興

▼学校教育

新島中学校においては、昨年度、固定学級を開設し、特別支援教育を開始しているが、今年度にはさらに通級指導学級の立ち上げを予定しており、専門教員を増員配置して、指導の充実を図り、小学校から中学校への特別支援教育の連続性を確保するほか、引き続き本制度に対し保護者や地域から正しい理解が得られるよう周知を行なっていく。

新島高校と新島・式根島両中学校は、「東京都立学校の管理運営に関する規則」により、連

携型一貫教育を行う学校と規定されているが、今年度以降もさらに連携強化を図っていく。

▼学校施設

新島中学校校舎の新築工事に昨年度から着手しており、28年1月中の完成を目指している。新校舎には、南海トラフ巨大地震等の災害にも対応した構造・設備を持たせているほか、新島高校との連絡通路や両校同時放送可能な放送設備も備えることから、推進中の「連携型中高一貫教育」の更なる発展が図れるものと考えている。

また、老朽化により機能低下のみられる式根島中学校プールの全面塗装改修工事を行い、式根島地区の小・中学生の安心安全な水泳指導の場を確保し、体力の向上を図る。

▼青少年健全育成

引き続き「ジュニア育成地域推進事業」を活用し、サッカー教室、野球教室、水泳教室、バレーボール教室やバスケットボール教室等に著名な選手、監督またはコーチを招へいし、ジュニアスポーツの普及と子どもたちの健全育成を図る。また、年間を通して活動し、島外での大会など対外試合にも多く参加

している少年野球とジュニアバレーに対して、引き続き遠征費の助成を行う。

▼交流事業

岐阜県高山市、渋谷区等の小学生が新島村を訪問し、新島・式根島の小学生と交流を行うほか、新島村の小学生が東京都日の出町を訪問して、同町の小学生と交流を行い、相互理解と視野拡大を図る機会を創出する。また、来年3月には、新島・式根島の小学生による鶴岡市羽黒地区への「羽黒スキー交流」も引き続き実施し、スキーや雪といった通常島内では出来ない体験の機会を提供するとともに、羽黒地区小学生と交流をおこない、少年期から友好市への理解を促進する。また、羽黒地区とは友好盟約の締結以来、双方の駅伝大会に相互参加する交流を継続して実施しており、引き続き同地区駅伝大会への派遣選手支援や村民駅伝大会への羽黒チームの受入れ等を行って一般住民間のスポーツ分野における交流をさらに発展継続させていく。

▼文化振興

博物館において「新島大観」等の往年の郷土史家が残した研

究資料をデータベース化する作業を昨年度に引き続き実施するとともに、都指定文化財「新島島役所資料」の修復や、その他の古文書の分類、整理を行なう。また、文化財審議会による新たな村史跡、旧跡の指定のための作業も進め、同審議会の監修のもと、観光客等にも配慮したわかりやすい史跡、旧跡の整備・管理に努めていく。

▼新島の大踊

国指定重要無形文化財「新島の大踊」については、例年どおりの公開を実施し、今後の保存伝承活動の発展に努める。

▼新島村博物館

昨年度から開催している昭和初期の新島村のようすをテーマにした古写真の展示による企画展を継続するほか、今年度は、地元写真愛好家の撮影した新島の風景、動植物にかかわる写真の展示に関する企画展も新たに開催する。

また、教育普及活動の一環として館外研究協力委員を活用した文化講演会や地質見学会を開催し、一般村民への自然や歴史に関する啓もう活動を行う。児童・生徒に対しては各学校と連携して、博物館を学習の場と

して活用する機会を創出していく。

各種団体の支援は、新島文化協会など関係団体への助成を引き続き行い、文化活動の振興、発展を図る。

おわりに

以上、平成27年度の村政運営並びに事業について申し上げますが、私は、この島で暮らす誰もが、安心・安全に暮らせるようにすることが、行政の役割であると思っています。

冒頭で地方創生について述べさせていただきましたが、真に地方が元気になるためには、国や都任せの体質を改善し、これまで以上に地方自らが責任を持ち、自らの意思で行動をしていくことが必要になると考えています。

平成27年度は、新島村がより一層、飛躍できるよう、創意工夫による自主・自立の村づくりに取り組み、住民の皆様が将来に明るい希望が持てる地域社会を構築してゆく決意です。どうか議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

建設課からのお知らせ

■水道水の水質検査計画及び、水質検査結果について

村では、安全でおいしい水をお届けするために、水源となる地下水と、家庭の蛇口で定期的に水質検査を行い水道水の水質管理に万全を期しています。この水質検査をどのように行うかを広く知っていただくため、検査する場所・項目・頻度・などについて記したものが水質検査計画です。

安心して水道水をご利用いただけるよう「平成27年度水質検査計画」を作成しました。また「平成26年度水質検査結果」と合わせて次のところでご覧ください。

- ①役場建設課
- ②若郷支所
- ③式根島支所

【問い合わせ】
☎(5)0212 (直通)



民生課からのお知らせ

火葬従事者の募集について

民生課では、次のとおり火葬従事者を募集しています。

【従事場所】 新島火葬場

【従事開始年月日】 契約日から

【業務内容】 火葬業務全般、作業スペースの清掃および設備の点検等（詳細は役場民生課民生係までお問い合わせください）

【応募資格】 平成27年4月1日現在で概ね60歳未満、心身ともに健康で次の①から③に該当し
ておらず、契約日から従事可能な方。

- ①成年被後見人または被保佐人
- ②禁固以上の刑に処され、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊する事を主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した者

【募集期間】 従事者が決定するまで
【応募方法】 募集期間内に、役場民生課民生係まで履歴書を持参して申し込みを行ってください。（書類は必ず自書してください。）

【選考方法】 書類選考後、現地での個別面談（随時）により選考

※火葬業務は特殊な業務です。遺族の感情に配慮した対応や遺体の取り扱いが求められます。充分考慮したうえで申し込みを行ってください。

【問い合わせ】

民生課民生係

☎(5)0243（内線108）

平成27年度の国民年金保険料は15,590円です

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成17年度から平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられることとなっています。

これにより、平成27年度の保険料については、340円引き上げられ15,590円となります。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期内に納めましょう。

保険料が割引となる前納制度（6ヶ月分、1年分、2年分）もあります。
国民年金保険料に関すること

は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ】

港年金事務所

☎03（5401）3211

平成27年度の浄化槽の法定検査を実施する機関を指定しました

浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に定める浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を実施する東京都指定検査機関を、公益財団法人東京都環境公社に指定しましたのでお知らせします。

▼検査業務を行う事務所

名称 公益財団法人東京都環境公社多摩分室

☎042（595）7982
FAX 042（595）7983

所在地 〒190-0022
東京都立川市綿町4-1-3

東京都立川合同庁舎3階多摩環境事務所内

▼検査業務を行う地域

東京都内全域

▼検査業務の開始年月日

平成27年4月1日

▼検査手数料

平成26年度と変更なし

なお、平成27年3月31日まで、東京都の指定検査機関は、一般

社団法人東京都水環境システム協会でしたが、平成27年4月1日以降実施予定の検査を既に同協会に申し込みされている場合でも、公益財団法人東京都環境公社が検査を実施しますので、改めて申し込みいただく必要はありません。

【問い合わせ】

東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課施設審査係（浄化槽担当）

☎03（5388）3583

平成27年4月より生活困窮者自立支援法が始まります

生活に困窮している人は経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題を複合的に抱えています。それらの問題に対応し自立した生活を営めるように支援するための相談及び支援（自立相談支援事業）を行います。

【問い合わせ】

東京都大島支庁総務課福祉係

☎04992（2）4421

犬の飼い主の方へ

犬は狂犬病予防法により、登録の届出が義務付けられています。また、飼い犬が死亡した場合も届出が必要です。各種手続きがお済みでない方は、民生課窓口まで届け出てください。

▼飼い犬の登録

生後90日を過ぎた犬は、一生に一回の登録が必要です。犬を飼い始めてから30日以内に、登録を届け出てください。一頭に付き、3千円の登録手数料がかかります。

▼飼い犬の死亡届

飼い犬が死亡した場合、鑑札と済票をご持参の上、届け出てください。手数料はかかりません。

【問い合わせ】

民生課民生係

☎(5)0243（内線108）

西ん風パスポートは必ずご提示ください

新島村では満70歳以上の住民の方を対象に西ん風パスポートを発行しています。パスポートに記載された施設で提示すれば無料でご利用いただけます。施設利用の際は、必ずご提示頂きますようお願いいたします。

【問い合わせ】

民生課福祉介護係

☎(5)0243（内線107）

税政係からのお知らせ

■平成27年度住民税申告について

1月1日現在、村内に住所を有する方はすべて、原則として住民税の申告が必要です。ただし、次に該当する方は、申告しなくてもよいことになっていま

- ①すでに所得税の確定申告をした
- ②前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者が村に「給与支払報告書」を提出している
- ③前年中の所得が公的年金等に係る所得のみ
- ④親族の被扶養者として確定申告書に記載されている（勤務先での年末調整を含む）

▼申告が無い場合

無申告の場合、非課税証明などの税証明書が交付できません。住民税の申告は、国民健康保険税、介護保険料などの算定や、国民年金保険料の免除などの資料となります。収入がなく、控除対象配偶者・扶養親族にもなっていない方や、障害年金などの非課税所得のみの方も、毎年住民税の申告をしてください。

▼ご注意ください

次に該当する方は、確定申告は不要ですが、住民税申告は必

要な場合があります。社会保険料や扶養などの所得控除額を正しく申告しないと、住民税額が高くなる場合があります。

- ①公的年金等の収入が40万円以下で、その公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下
- ②所得金額が少なく、納めるべき所得税額がない、など

また、給与支払者が「給与支払報告書」を市町村に提出していない場合、その給与受給者は自分で気づいて申告しない限り、無申告者となってしまう。法人・個人事業主の方は、従業員全員分の「給与支払報告書」の提出義務がありますので、ご協力をお願いします。

▼住民税申告に必要な書類

申告書の用紙は税政係と各支所にあります。添付・提示する書類は、所得税の確定申告と同様です。収入のある方は、源泉徴収票・社会保険料や生命保険料の控除証明書・領収書など、収入金額や控除額が確認できる書類が必要です。給与支払者から源泉徴収票の交付が受けられない場合などは、ご相談ください。申告の際は、印鑑をご持参ください。

【申告の受付・問い合わせ】

企画財政課税政係

☎(5)0241 (内線113)

■住宅ローン控除が延長されます

内容 平成25年度税制改正により、以下のとおり住宅ローン控除の適用が改正されました。所得税は平成26年分から住民税は平成27年度から適用されます。

| | | 現行 | | 延長・拡充 | | | |
|-------------|---|-------------|---------|------------|---|------------------|---------|
| | | 平成25年1月～12月 | | 平成26年1月～3月 | | 平成26年4月～平成29年12月 | |
| | | 一般の住宅 | 認定住宅 | 一般の住宅 | 認定住宅 | 一般の住宅 | 認定住宅 |
| 所得税 | 借入限度額 | 2,000万円 | 3,000万円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000万円 | 5,000万円 |
| | 控除率 | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% |
| | 各年の控除限度額 | 20万円 | 30万円 | 20万円 | 30万円 | 40万円 | 50万円 |
| | 最大控除額 | 200万円 | 300万円 | 200万円 | 300万円 | 400万円 | 500万円 |
| | 控除期間 | 10年間 | | | | 10年間 | |
| 個人住民税の控除限度額 | 所得税の課税総所得金額等 × 5% (最高額 97,500円) | | | | 所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高額 136,500円) | | |
| | ●控除限度額の内訳 村民税 58,500円 都民税 39,000円 | | | | ●控除限度額の内訳 村民税 81,900円 都民税 54,600円 | | |

【問い合わせ】 企画財政課税政係 ☎(5)0241 (内線113)

■軽自動車税改正における二輪車の税率引き上げ開始時期について

広報にいじま2月号でお知らせした軽自動車税の改正についてですが、平成27年度与党税制改正大綱では、二輪車（原付・バイク・小型特殊自動車など）について、税率引き上げ適用の開始時期を1年間延期して平成28年度分からとしています。

詳細に関しては、法案の公布があり次第、改めてお知らせいたします。

【問い合わせ】

企画財政課税政係
☎(5)0241 (内線112)

港湾空港管理事務所

からのお知らせ

空港周辺には、航空機の航行の安全を図るために、建物等の高さ制限が設けられています（航空法第49条、物件の制限等）。空港の周辺で、新たに建物を建てる際やクレーン車を使用した工事や作業等を行う際には、事前に港湾空港管理事務所へのご相談をお願いいたします。

【問い合わせ】

新島港湾空港管理事務所

☎(5)1267

企画調整室からのお知らせ

■平成27年度地域振興に係る補助事業の募集について

▼事業名 公益財団法人東京都島しょ振興公社 平成27年度地域振興に係る補助事業(第1回)

▼募集期間

4月1日(月)～4月24日(金)

▼対象事業

○地域振興に係る特産品に関する事業

○地域振興に係る観光振興に関する事業

○地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

○その他地域振興に資する事業

①調査研究

②地元の元気創世

③地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業

※①～③のテーマは平成27年度限定で対象事業に追加された内容です。

▼事業期間

事業開始から平成28年3月31日まで

▼対象団体

○概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等(地

方公共団体は除く)

○島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

○島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は除く(中小企業等振興補助金の対象)

▼補助金額

補助対象経費の5分の4以内(千円未満切捨て)で100万円(ただし、特に必要と認められる事業については200万円)

▼応募窓口 企画調整室

【問い合わせ】

公益財団法人東京都島しょ振興公社企画管理課

☎03(5472)6546

■平成27年度東京都「地域の底力再生事業助成」申請事業募集

地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取組(催し・活動等)を支援するため、東京都は事業助成を行っています。

▼対象

東京都内に所在する町会・自治会

▼対象事業

○地域の課題解決のための取組
○複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組

○単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取組

▼募集スケジュール

・4月1日(水)～5月29日(金)

・6月1日(月)～8月31日(月)

・9月1日(火)～11月6日(金)

※詳細は、東京都生活文化局のホームページをご覧ください。
<http://www.sekatubunka.metro.tokyo.jp>

【申請・問い合わせ】

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課

☎03(5388)3166

■新島村地域力向上事業交付金

新島村の地域の発展や活性化などに繋がる事業へ補助金の制度があります。ぜひご利用ください。

▼対象事業

①地域環境の向上

②地域産業の振興

③文化の振興

④交流の促進

⑤人材の育成

⑥地域コミュニティづくり

⑦その他地域の発展や活性化につながる事業

▼事業期間 原則1年間

▼補助の条件

①島に住んでいる5人以上のグループ・団体

②具体的な計画を持っていること

▼補助金額

補助対象経費の80%以内(上限50万円)

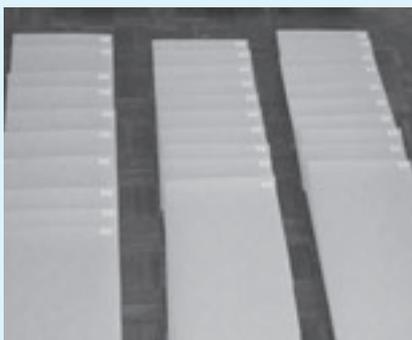
▼締切 なし(随時受付)

【申請・問い合わせ】

企画調整室
☎(5)0204(内線203)

■報告します！

村では、コミュニティー助成事業(宝くじ交付金)により下記のとおり発電機、テント、防災マットを購入しました。



▲防災マット



▲テント



▲発電機

■広報にいじまについて

▼お引っ越しされる方へ

皆さんと行政をつなぐ「広報にいじま」。

毎月皆さんのご家庭にお届けしていますが、村内で住所の変更があった場合には、役場の企画調整室までお知らせください。

また、島外へお引っ越しされる方で、引き続き広報にいじまを講読したい方は、

- ①新住所
- ②お名前
- ③送料の 92 円切手 12 枚

(1年間の定期購読の場合)

を、役場の企画調整室までお持ちください。

▼大家とインキョの2部、配布して欲しい

企画調整室までご住所とお名前をご連絡ください。次号から2部配布するよう手配をいたします。

▼掲載された写真が欲しい

紙面に掲載された写真はもちろん、それ以外にも色々な写真があります。

データ・写真紙印刷どちらも可能です。写真紙の場合は、原則1枚まで無料プリントとなります。

▼結婚・出産された方へ

ご結婚やご出産をされた方で、広報にいじまに掲載しても良いとお考えの方は、企画調整室までご連絡ください。

【問い合わせ】

企画調整室

☎(5)0 2 0 4 (内線 204)

メール kouhou@nijijima.com

■新島村空き家バンクについて

▼空き家を活用してみませんか？

村では、地域活性化を目指し、地域住民または定住希望者が活用できる空き家を探しております。

新島村指定不動産業者制度を導入したことにより、空き家所有者の皆様の意向(定期借家・管理等)にあった契約が可能になります。新島村活性化のための皆様のご協力をお願いいたします。

空き家・空き地(店舗・民宿も可)の相談について、随時受け付けておりますので、お気軽に企画調整室までご相談ください。

▼特別措置法の施行

空き家等対策特別措置法の施行により、固定資産税情報の内部利用が本年2月末より認められるようになったので、今後は登録を待っているだけの状況から一歩進めて、空き家を所有されている方のところへ直接出向き、制度の趣旨等を説明することにより、安心して登録していただけるよう、積極的な働きかけや相談を実施していきます。

【問い合わせ】

企画調整室

☎(5)0 2 0 4 (内線 203)



| | | | |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 4月 | 21日(火) 午後 | 22日(水) 全日 | 23日(木) 午前 |
| 5月 | 19日(火) 午後 | 20日(水) 全日 | 21日(木) 午前 |
| 6月 | 15日(月) 午後 | 16日(火) 全日 | |
| 7月 | 14日(火) 午後 | 15日(水) 全日 | 16日(木) 午前 |
| 9月 | 15日(火) 午後 | 16日(水) 全日 | 17日(木) 午前 |
| 10月 | 19日(月) 午後 | 20日(火) 全日 | |
| 11月 | 17日(火) 午後 | 18日(水) 全日 | 19日(木) 午前 |

【問い合わせ】
総務課行政係 ☎(5)0 2 4 0

平成27年度の特設登記所開設のスケジュールをお知らせします。8月の開設はありません。
開設場所
本村住民センター
取り扱い業務
①登記相談、②登記申請の受付・審査、③登記事項証明者(登記簿謄本・抄本)、地図・図面の写し、会社・法人の印鑑証明書の郵送による交付申請の受付、④会社・法人の代表者印の変更や印鑑力ドの届書・申請書の受付

| | | | |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 12月 | 15日(火) 午後 | 16日(水) 全日 | 17日(木) 午前 |
| 1月 | 19日(火) 午後 | 20日(水) 全日 | 21日(木) 午前 |
| 2月 | 16日(火) 午後 | 17日(水) 全日 | 18日(木) 午前 |

※特設登記所へ相談等でお越しの際は、お手持ちの資料を持参してください。

平成27年特設登記所の開設年間スケジュール

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、こんな相談
「先々代名義の土地の相続登記をしたい。」
「古い抵当権が残っているが抹消したい。」
「会社やNPOを設立したい。」
「頑張って返済してきたけど、もう限界だ。」
「障害をもつ子どもや高齢な父母の行く末が心配だ。」
など、登記や法律の相談を無料でお受けしています。

【相談日時】
平成27年4月17日(金)
午前10時～午後2時

【相談場所】

新島村住民センター

今後も原則として毎月第2金曜日に開催する予定です。ただし、交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課
☎03(33353)9191
平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士との法律相談(電話相談)を実施しています。相談料は無料です。

ご相談者のプライバシーは固く守られますので、安心してご相談ください。

【相談日】
月・水・金曜日
(祝日・年末年始除く)

【相談時間】
午後1時～4時
※相談時間中は、直接電話で

ご相談頂けますが、他の方が相談中の場合もごさいますので、事前にご予約いただくと確実です。

【予約日】
月～金曜日
(祝日・年末年始除く)

【予約受付時間】
午前9時～午後5時

【相談・予約・問い合わせ】
東京都生活文化局広報広聴部
都民の声課
☎03(5388)2245

平成27年度 上半期
島しょ法律相談日 カレンダー

| 4月 | | | 5月 | | | 6月 | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 月 | 水 | 金 | 月 | 水 | 金 | 月 | 水 | 金 |
| | 1 | 3 | | | 1 | 1 | 3 | 5 |
| 6 | 8 | 10 | | | 8 | 8 | 10 | 12 |
| 13 | 15 | 17 | 11 | 13 | 15 | 15 | 17 | 19 |
| 20 | 22 | 24 | 18 | 20 | 22 | 22 | 24 | 26 |
| 27 | | | 25 | 27 | 29 | 29 | | |

| 7月 | | | 8月 | | | 9月 | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 月 | 水 | 金 | 月 | 水 | 金 | 月 | 水 | 金 |
| | 1 | 3 | 3 | 5 | 7 | | 2 | 4 |
| 6 | 8 | 10 | 10 | 12 | 14 | 7 | 9 | 11 |
| 13 | 15 | 17 | 17 | 19 | 21 | 14 | 16 | 18 |
| | 22 | 24 | 24 | 26 | 28 | | | 25 |
| 27 | 29 | 31 | 31 | | | 28 | 30 | |

※空白の日程は相談はお休みです。「島しょ法律相談」は、平成27年度下半期にも実施します。

郷土かるた大会

2月14日(土)、15日(日)に郷土かるた大会を開催しました。

14日は式根島開発総合センターで、15日は新島村博物館古民家にて、それぞれ行われ、式根島では18名、新島では30名の児童・園児らが参加しました。大会はどちらも、入賞目指して真剣にかるたを取る子供たちの熱気と活気にあふれていました。

新島大会では新島高校の1年

◀新島の様子



▶式根島の様子



生が主体となって大会を運営し、もちつきや紙芝居などのイベントも行われました。普段なかなか体験することのできないもちつきや、紙芝居の読み聞かせなどを通じて、高校生と児童・園児たちが交流するまたとない機会となりました。

また新島、式根島両大会ともボランティアの方々のご厚意により豚汁が振る舞われ、参加した子供たちだけでなく、応援に駆けつけた大人も一緒に舌鼓を打ちました。

シリーズ「マイナンバー（社会保障・税番号）制度を知ろう」第1回

マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。



■番号はいつ、どのように通知されますか？

▷今年10月以降、住民票を有する国民の皆様一人一人に、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として、市町村から、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

■マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

▷平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

例えば、

- ①年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
- ②健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
- ③毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
- ④所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
- ⑤税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示

といった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

■個人番号カードは何に使えるのですか？

▷個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、市町村に申請していただくことで、平成28年1月以降、交付される予定です。個人番号カードは、①本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、②カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、各地方公共団体が条例で定めるサービスにも利用できるほか、e-Taxをはじめ、各種電子申請を行うことができます。マイナンバーはカードの裏面に記載されますが、法律で認められた場合を除き、個人番号カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので、注意してください。なお、ICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

■マイナンバーについてさらに詳しい情報はホームページまで。コールセンターも開設しています。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

電話番号 0570-20-0178（外国語は0570-20-0291）

開設時間 平日9時30分から20時まで

（次号は、マイナンバー制度におけるセキュリティについて）

さわやか健康センターだより

さわやか健康センターだより内の申し込み・問い合わせ・予約は下記にお問い合わせください。

さわやか健康センター
子ども家庭支援センター共通
TEL 5-1856 FAX 5-1857

メールアドレス
さわやか健康センター kenkou@nijijima.com
子ども家庭支援センター kodomo@nijijima.com

育児学級「親子で遊んで友達づくり」

子育てをしている保護者の皆さん、育児学級に参加して親子で遊びながら、ママ友パパ友をはじめ、お子さんの友達づくりをしませんか？事前申込みは不要ですので、ぜひご参加ください（当日は動きやすい服装でお越し下さい）。

▼新島地区「友達づくりゲーム」
とき 4月20日（月）
時間 午前10時～11時
場所 さわやか健康センター
※式根島地区の方もご参加ください。

▼式根島地区「お散歩」

とき 4月23日（木）
時間 午前9時30分～10時30分
場所 式根島開発総合センター
対象者 0～3歳までのお子さんとその保護者、育児ボランティア、地域の方などなたでも参加できます。
※新島地区の方もご参加ください。
持ち物 母子健康手帳、オムツ、飲み物、タオル等は各自でご用意ください。

式根島地区はつらつ教室（認知症・介護予防教室）のお知らせ

昨年10月に行ないました介護予防健診において「生活機能の低下あり」と判定された皆様に対し、平成27年度の「はつらつ教室」をお知らせしております。

はつらつ教室の目的
・介護保険を利用しない身体づくり
はつらつ教室の内容
・介護を予防する運動・体操
・認知症を予防する脳機能の維持と向上を目指したドリル学習

・介護予防のための栄養教室

・自宅でできる認知症・介護予防の紹介等
とき 毎月2回、第一金曜日と第三金曜日

新島もんもクラブ

日常生活の中で、少しの間だけ子どもを預かってほしいと思ったことはありませんか。子育ては24時間休みがありません。もんもクラブを利用して、少しでも自分の時間を持ってみませんか。

新島もんもクラブには、「時間がある時は子どもを預かってほしいですよ」と登録してくださっている方（援助会員）が24名います。また、会員や子どもの事故に備え、保険に加入していますが、保険料は村が負担しています。

預けられる子どもは赤ちゃんから小学生までです。謝礼として1時間あたり800円（19時以降と土・日・祝日は1,000円）の支払いが必要です。気軽にお問い合わせください。

定期予防接種☆要予約

▼新島地区

とき

4月8日（水）、22日（水）
5月20日（水）

※5月の第一接種日は中止となります。

時間 午後3時半～4時半

場所 本村診療所

▼式根島地区

とき

4月2日（木）、5月7日（木）

時間 午後3時～3時半

場所 式根島診療所

▼麻しん風しん2期

対象となる保育園年長児には個別に案内を郵送いたしますので、忘れずにご予約ください。

とき

新島地区 4月22日（水）
式根島地区 4月2日（木）

持ち物

母子健康手帳、予防票

予約締切日

接種日の前週の金曜日まで

お願い 予防接種の後は、体調に変化がおきることがあります。診療所の中で30分ほど休んでください。

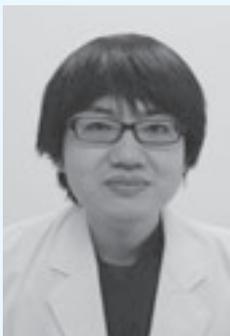
年間の予防接種日は、広報にいじまお知らせ版をご覧ください。1年間の保管をお願いいたします。

新規採用職員紹介

▼三好 謙一
所属 本村診療所放射線技師
一言 「高度の医療を、安全に」心配な病気や怪我から皆様をお守り致します。



▼西川 大智
所属 本村診療所臨床工学技師
一言 2月より本村診療所に勤務します西川と申します。主に透視業務と診療機器の保守・管理業務を通して微力ながら貢献できればと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。



4月の主な行事予定

3月15日現在の予定表です。変更になる場合もありますので、ご了承ください。

★印=さわやか健康センター事業
(詳しくは、お問い合わせください)

広報にいらしましよ 四月号

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--|----|----|---------|----|----|----|
| 誕生おめでとう  こはく 琥珀 くん 平成27年1月1日生 川川 範久さん 千尋さん(式根) | | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 昭和の日 | 30 | | |

編集・発行 新島村役場 企画財政課 企画調整室
〒100-0402 東京都新島村本村一丁目1番1号